

一般社団法人日本疫学会定款施行細則

一般社団法人日本疫学会（以下、「当法人」という）定款に基づき、次の通り施行細則を定める。

会費に関する細則

定款第6条に基づき、会員の会費について定める

第 1 条 会員は毎年定められた期日までに会費を払い込まなければならない。また、納入した会費は払い戻さない。

第 2 条 会費（年額）

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 正会員（普通会员） | 9, 0 0 0 円 |
| (2) 正会員（代議員） | 1 2, 0 0 0 円 |
| (3) 賛助会員 一口 | 5 0, 0 0 0 円 |

附則

- 1 本細則の変更は、社員総会の議決による。
- 2 本細則は、2015年12月1日から施行する。